



目 次	
告 示	ページ
○県統計調査の実施（2件）	（統計分析課） 1
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に關し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	〈6・5 揭示〉 1
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数〈〃〉	1
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	〈〃〉 1
高知県監査委員告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者	〈5・29揭示〉 2

告 示

高知県告示第469号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
令和2年6月19日
高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
ひきこもりに関する実態把握調査アンケート
- 調査の目的
県内で活動する民生委員及び児童委員を対象としてアンケート調査を実施し、ひきこもりの人の概数等を把握し、県及び市町村において施策展開を検討していくための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
人
 - 属性
県内で活動する民生委員及び児童委員
- 報告を求める事項及びその基準となる期日

- 報告を求める事項
 - ひきこもりの人の状況
 - ひきこもりの人が求める支援等
- その基準となる期日
令和2年6月1日
- 報告を求める者
 - 数
約2,500人
 - 選定方法
県が作成したリストによる全数
- 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が民間事業者を經由して報告を求める。
 - 調査方法
郵送による調査
- 報告を求める期間
令和2年6月下旬から同年7月中旬まで

高知県告示第470号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
令和2年6月19日
高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
高知県県外観光客動態調査
- 調査の目的
県内の観光地（以下「観光地」という。）においてアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめて観光客の動向把握及び分析を行い、県の観光施策の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
人
 - 属性
10地点の観光地を訪れた観光客
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
 - 居住する都道府県若しくは県内の市町村又は国、年齢及び性別
 - 宿泊地及び宿泊日数
 - 旅行の目的
 - 旅行のきっかけ
 - 旅行の手配方法
 - 旅行形態
 - 調査地点の訪問回数

- 高知県の訪問回数
- 居住地から調査地点まで及び調査地点から居住地までの移動経路及び移動手段
- 旅行費用

- その基準となる期日
毎年度4月下旬から2月末日までの四半期ごとの1日
- 報告を求める者
 - 数
4,000人（四半期ごとに1,000人）
 - 選定方法
観光地を訪れた観光客から無作為に抽出する。
- 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が民間事業者を經由して報告を求める。
 - 調査方法
調査員による調査
- 報告を求める期間
毎年度4月下旬から2月末日まで（令和2年度にあつては、令和2年6月下旬から令和3年2月末日まで）の四半期ごとの1日間

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第44号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,138人である。
令和2年6月5日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第45号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、167,817人である。
令和2年6月5日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第46号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づ

く高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年6月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	92,327人
室戸市・東洋町選挙区	4,650人
安芸市・芸西村選挙区	6,066人
南国市選挙区	13,204人
土佐市選挙区	7,647人
須崎市選挙区	6,111人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,731人
土佐清水市選挙区	3,998人
四万十市選挙区	9,600人
香南市選挙区	9,342人
香美市選挙区	7,494人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,105人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,338人
吾川郡選挙区	8,176人
中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区	9,539人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,737人
黒潮町選挙区	3,237人

監 査 委 員 告 示

高知県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定により包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年5月29日(揭示済)

高知県監査委員 今城 誠司
同 西内 隆純
同 奥村 陽子
同 植田 茂

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
榎本 浩 兵庫県明石市大久保町高丘七丁目15番地の10
竹下 安司 東京都目黒区南三丁目15番1-204号 マイ
キャッスル目黒富士見台II
福井 智士 大阪府茨木市花園二丁目13番7号
上村やよい 高知市長浜1284番地17
- 2 監査の事務を補助できる期間
令和2年5月29日から令和3年3月31日まで